

～第2次太子町人権行政推進プランの重点的な取り組み（令和7年度）～

資料4

	人権課題	具体的な取組	内 容
拡大	・ 子どもの人権	・ 子どもへの人権侵害などの対策強化 ・ 子育て相談・支援体制の充実	・ 関係機関の機能や役割を生かした支援を行う。 ・ 就学後の支援も継続できるよう連携機能確立する。
	・ 女性の人権	・ 人権相談の充実 ・ 関係機関との連携	・ 女性の人権相談員を養成する。 ・ DV相談員を養成する。 ・ 多機関と連携する。
	・ 障がいのある人の人権	・ 職員研修の強化 ・ とともに学び、ともに育つ（インクルーシブ教育）の推進	・ 教職員研修を実施する。
	・ 同和問題（部落差別）	・ 教育・啓発の推進 ・ 職員研修の強化 ・ 人権相談の充実・機能強化	・ 教職員研修を実施する。 ・ 庁内の様々な相談窓口のネットワーク化を図る。 ・ 人権相談員を養成する。 ・ 様々な研修に参加する。
	・ 職場などにおけるハラスメント	・ ハラスメントに対する理解の促進及び啓発と相談体制の充実 ・ 関係機関との連携	・ 職員研修を実施する。 ・ 積極的な広報周知を行う。
	・ インターネット上の人権侵害	・ インターネット上の人権侵害に関する教育・啓発の推進	・ 情報モラル教育の啓発を行う。 ・ 地域社会や保護者との連携を強化する。
	・ 性的マイノリティへの人権侵害	・ 情報提供・相談体制の充実	・ 人権相談員を養成する。 ・ 様々な研修に参加する。
	・ 感染症に起因する人権侵害 ①ハンセン病回復者 ②HIV感染者 ③新型コロナウイルス感染者	・ 相談窓口の充実	・ 人権相談員を養成する。 ・ 様々な研修に参加する。